

# 福岡県公報

平成19年6月1日  
第2684号

## 目次

### 告示(第1082号—第1097号)

|                              |              |       |   |
|------------------------------|--------------|-------|---|
| 県営土地改良事業の換地処分                | (農地計画課)      | ..... | 1 |
| 県営土地改良事業の換地処分                | (農地計画課)      | ..... | 1 |
| 県営土地改良事業の換地処分                | (農地計画課)      | ..... | 2 |
| 県営土地改良事業の換地処分                | (農地計画課)      | ..... | 2 |
| 県営土地改良事業の換地処分                | (農地計画課)      | ..... | 2 |
| 保安林の皆伐面積の限度の公表               | (治山課)        | ..... | 2 |
| 道路の区域の変更                     | (道路維持課)      | ..... | 3 |
| 道路の供用の開始                     | (道路維持課)      | ..... | 3 |
| 土地改良法第95条第1項に定める者の換地処分       | (農地計画課)      | ..... | 4 |
| 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 | (商業・地域経済課)   | ..... | 4 |
| 軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し          | (税務課)        | ..... | 4 |
| 開発行為に関する工事の完了                | (都市計画課)      | ..... | 5 |
| 福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項の変更       | (出納事務局出納総務課) | ..... | 5 |
| 福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項の変更       | (出納事務局出納総務課) | ..... | 5 |
| 開発行為に関する工事の完了                | (都市計画課)      | ..... | 5 |
| 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請          | (生活文化課)      | ..... | 6 |
| 落札者等の公示                      | (警察本部会計課)    | ..... | 6 |

|  |           |       |    |
|--|-----------|-------|----|
| 落札者等の公示  | (高度情報政策課) | ..... | 6  |
| 落札者等の公示  | (高度情報政策課) | ..... | 7  |
| 落札者等の公示  | (高度情報政策課) | ..... | 7  |
| 雑報   |           |       |    |
| 平成19年度宅地建物取引主任者資格試験の実施                         | (建築指導課)   | ..... | 8  |
| 正誤   |           |       |    |
| 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知(平成19年3月福岡県告示第563号)中正誤   |           | ..... | 10 |
| 保安施設地区予定地に関する農林水産大臣からの通知(平成19年4月福岡県告示第856号)中正誤 |           | ..... | 10 |
| 土地改良区の役員の就任及び退任(平成19年5月福岡県告示第972号)中正誤          |           | ..... | 10 |

## 告示

福岡県告示第1082号  
土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第9項の規定に基づき、次のように換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成19年6月1日

福岡県知事 麻生 渡

| 換地処分をした地域                           | 換地処分年月日    |
|-------------------------------------|------------|
| 嘉麻市嘉穂才田、嘉穂郡桂川町大字内山田<br>(南嘉穂地区第1換地区) | 平成19年5月25日 |

福岡県告示第1083号  
土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第9項の規定に基づき、次のように換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成19年6月1日

福岡県知事 麻 生 渡

|                        |            |
|------------------------|------------|
| 換地処分をした地域              | 換地処分年月日    |
| 嘉麻市泉河内<br>(南嘉穂地区第2換地区) | 平成19年5月25日 |

福岡県告示第1084号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定に基づき、次のように換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成19年6月1日

福岡県知事 麻 生 渡

|                       |            |
|-----------------------|------------|
| 換地処分をした地域             | 換地処分年月日    |
| 嘉麻市千手<br>(南嘉穂地区第3換地区) | 平成19年5月25日 |

福岡県告示第1085号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定に基づき、次のように換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成19年6月1日

福岡県知事 麻 生 渡

|                        |            |
|------------------------|------------|
| 換地処分をした地域              | 換地処分年月日    |
| 嘉麻市小野谷<br>(南嘉穂地区第4換地区) | 平成19年5月25日 |

福岡県告示第1086号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定に基づき、次のように換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成19年6月1日

福岡県知事 麻 生 渡

|                       |            |
|-----------------------|------------|
| 換地処分をした地域             | 換地処分年月日    |
| 嘉麻市桑野<br>(南嘉穂地区第5換地区) | 平成19年5月25日 |

福岡県告示第1087号

平成19年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法施行令（昭和26年政令第276号）第4条の2第3項の規定により、森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度を、次のように公表する。

平成19年6月1日

福岡県知事 麻 生 渡

| 森林計画区  | 保安林の種類    | 単位区域 | 同一の単位とされる区域 | 皆伐面積の限度<br>(単位 ヘクタール) |
|--------|-----------|------|-------------|-----------------------|
| 筑後・矢部川 | 水源かん養保安林  | 矢部川  | 筑後・矢部川森林計画区 | 1106.82               |
| 〃      | 土砂流出防備保安林 | 〃    | 〃           | 324.63                |
| 〃      | 水源かん養保安林  | 筑後川  | 〃           | 1299.25               |
| 〃      | 土砂流出防備保安林 | 〃    | 〃           | 485.02                |
| 〃      | 干害防備保安林   | うきは市 | うきは市        | 0.32                  |

|           |           |            |                        |         |
|-----------|-----------|------------|------------------------|---------|
| 福岡        | 水源かん養保安林  | 福岡         | 福岡森林計画区                | 1684.73 |
| 〃         | 土砂流出防備保安林 | 〃          | 〃                      | 425.67  |
| 〃         | 干害防備保安林   | 筑紫野        | 筑紫野市                   | 2.40    |
| 遠賀川       | 水源かん養保安林  | 遠賀川        | 遠賀川森林計画区               | 2158.26 |
| 〃         | 土砂流出防備保安林 | 〃          | 〃                      | 183.41  |
| 〃         | 干害防備保安林   | 嘉穂         | 嘉麻市                    | 0.08    |
| 〃         | 〃         | 宮若         | 宮若市                    | 0.11    |
| 〃         | 〃         | 飯塚         | 飯塚市                    | 0.48    |
| 〃         | 水源かん養保安林  | 北九州        | 遠賀川森林計画区               | 668.60  |
| 〃         | 土砂流出防備保安林 | 〃          | 〃                      | 174.27  |
| 〃         | 水源かん養保安林  | 今川         | 〃                      | 1369.71 |
| 〃         | 土砂流出防備保安林 | 〃          | 〃                      | 465.09  |
| 福岡、筑後・矢部川 | 保健保安林     | 福岡、筑後川、矢部川 | 筑後・矢部川森林計画区<br>福岡森林計画区 | 399.09  |
| 遠賀川       | 〃         | 北九州、遠賀川、今川 | 遠賀川森林計画区               | 635.97  |

福岡県告示第1088号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年6月1日

福岡県知事 麻生 渡

| 土木事務所名 | 道路の種類 | 路線名 | 変更前後別 | 区 間                                      | 幅員<br>(メートル)     | 延長<br>(メートル) |
|--------|-------|-----|-------|--|------------------|--------------|
|        |       |     | 前     | 田川郡添田町大字野田1320番8先から<br>同郡同町大字野田1644番1先まで | 9.6<br>~<br>14.2 | 262.2        |

| 田川 | 県道 | 八香女春線 | 前 | 田川郡添田町大字野田1625番1先から<br>同郡同町大字野田1661番1先まで | 11.0<br>~<br>15.0 | 135.0 |
|----|----|-------|---|--|-------------------|-------|
|    |    |       | 後 | 田川郡添田町大字野田1320番8先から<br>同郡同町大字野田1661番1先まで | 9.6<br>~<br>14.2  | 387.7 |

福岡県告示第1089号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成19年6月1日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年6月1日

福岡県知事 麻 生 渡

| 土木事務所名 | 路線名       | 供用開始の区間                                  |
|--------|-----------|--|
| 田川     | 八女線<br>香春 | 田川郡添田町大字野田1320番8先から<br>同郡同町大字野田1661番1先まで |

福岡県告示第1090号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第1項に定める者から、次のように換地処分をした旨の届出があったので、同法第96条において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成19年6月1日

福岡県知事 麻 生 渡

| 土地改良事業の事業主体名      | 換地処分をした地域 | 換地処分年月日   |
|-------------------|-----------|-----------|
| 田川市草葎地区土地改良事業共同施行 | 田川市大字夏吉   | 平成19年5月7日 |

福岡県告示第1091号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成19年6月1日

福岡県知事 麻 生 渡

- 届出年月日  
平成19年5月17日
- 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ニシコー春日プラザ

(2) 所在地 福岡県春日市大和町4丁目30番地

3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 変更前   | 変更後  |
|---|--|
| 福岡市博多区千代一丁目17番1号<br>西部ガス興商株式会社<br>代表取締役 小野 三郎 | 福岡市博多区千代一丁目17番1号<br>西部ガス興商株式会社<br>代表取締役 長谷川 昭夫 |

4 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 変更前  | 変更後   |
|--|---|
| (株)ベスト電器<br>代表取締役 有園 憲一<br>福岡市博多区千代六丁目2番33号<br>(株)本のアニマート<br>代表取締役 山本 太一郎<br>福岡市早良区飯倉三丁目21番38号 | (株)ベスト電器<br>代表取締役 有園 憲一<br>福岡市博多区千代六丁目2番33号<br><br>(株)チヨダ<br>代表取締役 舟橋 政男<br>東京都杉並区成田東四丁目39番8号 |

福岡県告示第1092号

福岡県税条例（昭和25年福岡県条例第36号）第91条の3第2項の規定に基づき、軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので、福岡県税事務処理規程（昭和48年9月福岡県訓令第16号）第135条の規定により次のように告示する。

平成19年6月1日

福岡県知事 麻 生 渡

- 特約業者の氏名又は名称  
吉村アクティブ産業 株式会社（代表取締役 佐伯 忠幸）
- 主たる事務所又は事業所の所在地  
福岡県福岡市博多区吉塚7丁目1番49号

## 3 特約業者の指定取消年月日

平成19年4月30日

福岡県告示第1093号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年6月1日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 開発区域に含まれる地域の名称

田川市大字川宮字古貝738 - 1、738 - 13から738 - 42まで、1797 - 1、1797 - 3から1797 - 8まで、字コカエ740 - 1、740 - 10から740 - 30まで、字瀬戸口742 - 3、742 - 21及び742 - 22

## 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

田川郡大任町大字大行事1831番地11

有限会社地建ホーム 代表取締役 毛利 隆義

福岡県告示第1094号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項を変更したので告示する。

平成19年6月1日

福岡県知事 麻生 渡

|   | 売りさばき人証番号 | 売りさばき人の住所及び氏名  | 売りさばき所        | 変更年月日  |
|---|-----------|--|---------------|--------|
| 新 | 161       | (今回変更した事項)<br>朝倉市甘木2014 - 1<br>甘木・朝倉建築設計協会<br>会長 養父 芳樹 | 朝倉市甘木2014 - 1 | 平成19年5 |

|   |  |               |      |
|---|--|---------------|------|
| 旧 | (今回変更した事項)<br>朝倉市甘木2014 - 1<br>甘木・朝倉建築設計協会<br>会長 中尾 徳夫 | 朝倉土木事務所建築指導課内 | 月11日 |
|---|--|---------------|------|

福岡県告示第1095号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項を変更したので告示する。

平成19年6月1日

福岡県知事 麻生 渡

|   | 売りさばき人証番号 | 売りさばき人の住所及び氏名                | 売りさばき所  | 変更年月日      |
|---|-----------|------------------------------|---|------------|
| 新 | 32        | 福岡市中央区天神2丁目13番1号<br>株式会社福岡銀行 | 福岡市中央区天神2丁目13番1号<br>株式会社福岡銀行本店ほか54箇所<br>(今回変更した売りさばき所)<br>北九州市八幡西区折尾4丁目29番33号<br>株式会社福岡銀行折尾支店 | 平成19年5月21日 |
| 旧 |           |                              | 福岡市中央区天神2丁目13番1号<br>株式会社福岡銀行本店ほか54箇所<br>(今回変更した売りさばき所)<br>北九州市八幡西区折尾1丁目13番6号<br>株式会社福岡銀行折尾支店  |            |

福岡県告示第1096号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年6月1日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
朝倉市馬田字中野3487 - 1、3487 - 4、3488 - 1、3488 - 3から3488 - 6まで、3489 - 1及び3489 - 2
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
大阪市北区梅田一丁目1番3 - B200号  
三笠フーズ株式会社 代表取締役 冬木 三男

福岡県告示第1097号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年6月1日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 申請のあった年月日  
平成19年5月16日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人アルファ北九州
  - (2) 代表者の氏名  
安河内 弘
  - (3) 主たる事務所の所在地  
福岡県北九州市八幡西区東浜町6番12号
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、地域の障害のある人に対して、雇用・就労の機会を増進する事業を行うことにより、もって、地域の障害のある人の社会参加と福祉の増進に寄与することを目的とする。

公 告

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成19年6月1日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 契約に係る契約の名称  
福岡県警察遺失物管理システム開発業務委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
  - (1) 部局の名称  
福岡県警察本部総務部会計課
  - (2) 所在地  
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 落札者を決定した日  
平成19年5月14日
- 4 落札者の氏名及び住所
  - (1) 氏名  
日本電気株式会社九州支社
  - (2) 住所  
福岡市博多区御供所町1番1号
- 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）  
22,050,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告日  
平成19年4月2日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成19年6月1日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 契約に係る特定役務の名称  
行政情報通信ネットワーク等運用管理業務委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
  - (1) 部局の名称  
福岡県企画振興部高度情報政策課
  - (2) 所在地  
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 落札者を決定した日  
平成19年4月9日
- 4 落札者の氏名及び住所
  - (1) 氏名  
西日本電信電話株式会社福岡支店
  - (2) 住所  
福岡市博多区博多駅東3丁目2番28号
- 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）  
30,607,500円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告日  
平成19年2月9日

---

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成19年6月1日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 契約に係る特定役務の名称  
電子調達システム用機器等の保守業務委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
  - (1) 部局の名称

- 福岡県企画振興部高度情報政策課
- (2) 所在地  
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 契約の相手方を決定した日  
平成19年4月1日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
  - (1) 氏名  
東芝ソリューション株式会社九州支社
  - (2) 住所  
福岡市中央区長浜2丁目4番1号
- 5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）  
38,850,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約を行った理由  
政府調達に関する協定第15条1（b）及び（d）に該当

---

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成19年6月1日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 契約に係る特定役務の名称  
電子調達システム運用保守業務委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
  - (1) 部局の名称  
福岡県企画振興部高度情報政策課
  - (2) 所在地  
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 契約の相手方を決定した日

平成19年4月1日

4 契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名

東芝ソリューション株式会社九州支社

(2) 住所

福岡市中央区長浜2丁目4番1号

5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

37,800,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約を行った理由

政府調達に関する協定第15条1（b）及び（d）に該当

雑 報

公告

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第16条の2第1項の規定に基づく福岡県知事の委任を受けて、平成19年度宅地建物取引主任者資格試験を次のとおり実施する。

平成19年6月1日

指定試験機関 財団法人不動産適正取引推進機構  
理事長 三 澤 眞

1 試験の日時

平成19年10月21日（日曜日） 午後1時から午後3時まで

ただし、宅地建物取引業法第16条第3項に規定する国土交通大臣の登録を受けた者が行う講習の課程を終了し、かつ、修了試験に合格した者で、試験の一部免除を受けようとするもの（宅地建物取引業法施行規則第10条の5第6号にいう登録講習修了者。以下「登録講習修了者」という。）については、午後1時10分から午後3時まで

2 試験の場所

試験場は、受付の際に指定する。

3 試験の内容

(1) 内容 おおむね次の事項について行う。

ア 土地の形質、地積、地目及び種別並びに建物の形質、構造及び種別に関すること。

イ 土地及び建物についての権利及び権利の変動に関する法令に関すること。

ウ 土地及び建物についての法令上の制限に関すること。

エ 宅地及び建物についての税に関する法令に関すること。

オ 宅地及び建物の需給に関する法令及び実務に関すること。

カ 宅地及び建物の価格の評定に関すること。

キ 宅地建物取引業法及び同法の関係法令に関すること。

ただし、登録講習修了者については、前記アとオに掲げる事項に関する問題を免除する。

(2) 出題法令

平成19年4月1日現在施行されている法令による。

4 試験の方法及び出題数

(1) 方法 四肢択一式の筆記試験による。

(2) 出題数 50問

ただし、登録講習修了者については、45問とする。

5 受験資格

年齢、性別、学歴等に関係なく、だれでも受験することができる。

6 受験申込み

(1) インターネットによる申込み

ア 試験案内の掲載

(ア) 掲載期間

平成19年7月2日（月曜日）から平成19年7月17日（火曜日）まで

(イ) 掲載場所

財団法人不動産適正取引推進機構のホームページ（<http://www.retio.or.jp>）

イ 申込期間

平成19年7月2日（月曜日）午前9時30分から平成19年7月17日（火曜日）午後9時59分まで

## ウ 申込方法

(ア) 財団法人不動産適正取引推進機構のホームページ (<http://www.retio.or.jp>) にアクセスし、受験申込画面において必要な事項（登録講習修了者については、登録講習修了者証明書（修了試験合格年月日が試験実施日前3年以内のもの）に記載されている登録講習機関の登録番号及び修了番号を含む。）を入力する。

(イ) 写真ファイル（平成19年4月1日以降に撮影した上半身、無帽、正面向き、無背景のものでJPEG形式のもの）を添付する。

## エ 受験手数料 7,000円

財団法人不動産適正取引推進機構が指定したクレジットカードにより又はコンビニエンスストアより納入する（事務手数料は、本人負担）。

## (2) 郵送による申込み

## ア 試験案内及び受験申込書の配布

## (ア) 配布期間

平成19年7月2日（月曜日）から平成19年7月31日（火曜日）までとする。  
ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。

## (イ) 配布場所

財団法人福岡県建築住宅センター（本部・北九州事務所・筑後事務所）

福岡県建築都市部建築指導課

福岡県各土木事務所建築指導課（大牟田土木事務所は総務企画課）

丸善福岡ビル店

紀伊國屋書店福岡本店（JR博多駅前福岡交通センタービル）

ブックセンタークエスト小倉本店

同 黒崎本店

同 久留米井筒屋店

## イ 申込期間

平成19年7月2日（月曜日）から平成19年7月31日（火曜日）までの日付けの消印のあるものに限り有効とする。

## ウ 提出書類

## (ア) 受験申込書

（受験手数料納入済を証する郵便振替払込受付証明書又は銀行振込払込受付証明書を貼ったもの）

(イ) 写真（平成19年4月1日以降に撮影した上半身、無帽、正面向き、無背景で縦4.5センチメートル、横3.5センチメートル、ただし、顔の寸法は、頭頂からあごまでが3.2センチメートル以上3.6センチメートル以下の大きさのもの）1枚

(ウ) 登録講習修了者については、前記アとイに加えて登録講習修了者証明書（修了試験合格年月日が試験実施日前3年以内のもの）

## エ 受験手数料 7,000円

受験申込み前に、所定の郵便振替用紙又は銀行振込用紙により、郵便局又は財団法人不動産適正取引推進機構が指定する銀行預金口座に払い込む（払込手数料は、本人負担）。

## オ 郵送先及び郵送方法

財団法人福岡県建築住宅センター（福岡市中央区天神1丁目1番1号）あて、配達記録郵便で申し込む。

## 7 合格発表

## (1) 発表の期日

平成19年12月5日（水曜日）

## (2) 発表の方法

前記受験申込書配付場所（書店を除く。）における合格者一覧表の掲示及び本人への合格証書の送付により行う。

## 8 試験に関する問い合わせ先

財団法人福岡県建築住宅センター 福岡市中央区天神1丁目1番1号

アクロス福岡東オフィス5階

電話番号 (092) 737 - 8013 (試験専用)

正 誤

| 発行年月日   | 公報<br>番号 | 種類 | 同上<br>番号 | ページ | 欄 |   | 行          | 備 考 | 正             | 誤           |
|---------|----------|----|----------|-----|---|---|------------|-----|---------------|-------------|
|         |          |    |          |     | 上 | 下 |            |     |               |             |
| 19・3・19 | 2655     | 告示 | 563      | 3   |   |   | 6          |     | 古巣家向工         | 古巣家向工       |
| 19・4・20 | 2668     | 告示 | 856      | 5   |   |   | 後ろから<br>11 |     | 並びに標柱 8       | 及び標柱 8      |
|         |          |    |          | 6   |   |   | 後ろから<br>11 |     | 北九州市役所及び関係町役場 | 北九州市役所及び町役場 |
| 19・5・11 | 2675     | 告示 | 972      | 6   |   |   | 12         |     | 吉竹 義公         | 吉竹 義公       |